

## 2) 医療安全管理のための委員会その他の組織に関する規程

本院における安全管理に関する基本方針に基づき病院長は医療に係る安全管理体制を確保するため、次の委員会等を設置する。

### (医療安全管理対策委員会)

医療安全管理に関する全体の統括を行い、医療事故防止対策の検討と実行を行う。

### (医療安全管理部)

医療安全管理対策委員会の決定事項に基づき、組織横断的な安全管理を担当する。

### (セーフティーマネージャー委員会)

医療安全管理部と連携して、インシデント事例の把握と改善策を検討し、それらを職員に周知徹底する。

### (医療事故対応委員会)

医療にかかる事故が発生した場合に医療事故対応方針等を緊急に審議し、迅速に対応し処理することを目的とする。

### (医療事故調査委員会)

事故の原因として職員の過誤が明らかであり、それにより患者が後遺障害をきたすもしくは死亡した場合には、当該事故の実情を調査する。

### (医療の質管理委員会)

患者中心の医療を行うために診療活動における質の向上と医療の安全を高めることを目的とする。

### 3) 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療安全管理部が中心となり、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行う。

個々の職員に安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図る。

- (1) 職種に対応した安全管理対策教育プログラムを作成し、講習会を2回以上実施する。
- (2) 新入職員に対する安全管理対策教育プログラムを作成し、新入職オリエンテーション、臨床研修医ワークショップを実施する。
- (3) 医学部や看護学校での安全対策教育を行い、これと連携する。

4) 医療事故報告等の医療に係わる安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

- (1) インシデントは迅速な報告を求めるとともに、インシデントの原因分析は、当事者の責任を追及するのではなく、「何が問題であるか」「なぜおきたのか」に視点を置いた改善策を立て、医療の質の向上に努める。
- (2) インシデントレポートは現場で直接に関わった者（当事者）、発見者、または、直属上司あるいは、セーフティーマネージャー（安全対策委員）が入力する。
- (3) その他、インシデントレポートの詳細については、医療安全管理マニュアル 部門・部所共通集の「インシデントレポート」に定める。

## 5) 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療事故の発生を防止するため、医療安全管理対応委員会規程のもとに、各種医療行為のマニュアルによって事故発生防止に努めているが、事故発生の場合には、以下の基本方針に基づいて対応する。

- (1)患者に影響を及ぼす事故にあつては、附属枚方病院の全医療能力を投入して治療にあたる。
- (2)患者及び家族への説明は、診療部長または診療部長の指名した者がこれに当たる。
- (3)事故発生前後の記録は、患者治療の方針に重要であり、時刻、医薬品及び医療行為などを正確に診療録に記載する。
- (4)職員は、重大な事故の発生時には、速やかに病院長（管理者）に報告する。
- (5)その他、医療事故発生時の対応については、医療安全管理マニュアル 部門・部所共通集の「医療事故発生時の対応」に基づいて対応する。

6) 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針  
(患者等に対する当指針の閲覧に関する基本方針を含む)

医療の安全意識を高めるために、医療に対する患者の意見を聴くことが必要である。  
そのため患者等より医療安全管理マニュアルの閲覧を求められた時は呈示する。

## 7) 患者からの相談への対応に関する基本方針

患者からの相談については、病院に患者相談窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応する。また、相談者が不利益を受けないように適切な配慮をする。

## 8) その他医療安全の推進のための必要な基本方針

「医療安全」は「医療の質」そのものであることを職員に共通する認識とし、積極的で主体的な取り組みを図る。

「医療安全管理マニュアル」は安全管理の原点であり、継続してその内容を見直す。職員は報告された医療事故の分析結果をもとに、「医療安全管理マニュアル」を改訂していくことが医療事故防止への積極的な姿勢と成熟度を高めるものと認識する。

**患者相談窓口  
運用規程**

## 関西医科大学附属枚方病院患者相談窓口運用規程

### (設置)

第1条 関西医科大学附属枚方病院（以下「病院」という。）に医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の23第3号の規定に基づき、患者相談窓口（以下「窓口」という。）を置くこととし、その運用を定める。

### (目的)

第2条 窓口は、病院における患者の苦情等について迅速に対応するとともに、患者の意見や期待を聴き、これを改善していくことを目的とする。

### (責任者及び担当者)

第3条 窓口に次の責任者及び担当者を置く。

1. 窓口に統括責任者を置き、医療安全管理部長をもって充てる。
2. 窓口に実務責任者を置き、医事課長をもって充てる。
3. 実務責任者は、窓口の業務を掌り、担当者を統括する。
4. 窓口の担当者は医事課職員を充て、相談は看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、医事課員、医療安全管理部員等のうち、いずれかがこれにあたるものとする。
5. 相談窓口の運営については、看護部、事務部及び医療安全管理部が協同して当たるものとする。

### (設置場所)

第4条 窓口の設置場所は、病院2階サービスカウンター内とする。

### (受付時間)

第5条 窓口の受付時間は、平日（月曜日から金曜日）が午前9時から午後4時まで、第1, 3, 5週の土曜日は午前9時から午前11時30分までとする。  
ただし、休診日は除くものとする。

### (相談後の取扱い)

第6条 患者等から苦情・相談を受けた場合、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 担当者は、インシデントレポートシステムを用いて、責任者と医療安全管理部に報告する。
2. 責任者は、報告を受けた相談内容について精査したうえ、関係する診療科等へその処理について依頼する。
3. 前号により依頼を受けた診療科等は、迅速にその解決にあたるものとし、その処理状況を責任者に報告するものとする。

4. 責任者は、提出された報告書と、関係する診療科等が対処した内容を医療安全管理部に報告する。
5. 関係する診療科等において処理できない場合には、責任者は報告書を医療安全管理部に相談のうえ、その解決にあたるものとする。
6. 責任者は、相談内容及びその処理状況等について安全管理委員部に報告するとともに、医療事故再発防止等に有効と判断する相談事例については病院内へ周知徹底し、病院の運営改善に積極的に活用するものとする。

(相談情報の秘密保護)

第 7 条 責任者及び担当者は、職務上知りえた相談内容等の情報については、関係者以外の者に漏らしてはならない。

(不利益を受けない配慮)

第 8 条 責任者は、窓口相談をした患者等が不利益を受けないように適切な配慮をしなければならない。

(事務)

第 9 条 窓口業務に関する事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この内規に定めるもののほか、窓口業務の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

**医療安全管理研修  
実施状況**

医療安全管理研修実施状況（平成19年度実績）

開催年月日	研 修 テ ー マ	参加者数	備 考
平成19年5月29日	刺股、警戒杖、護身術講習会	50	
5月29日	臨床検査セミナー HIV感染症と針刺し事故対応について	142	安全部共催
5月31日	安全衛生講演会 医療現場でのメンタルヘルスケア対策	93	安全部共催
6月20日	クリニカルパス大会 耳鼻咽喉科、女性診療科	119	安全部共催
6月29日	医療安全講演会 インフォームドコンセント	223	
7月6日	枚方3病院ワークショップ 転倒転落事故減少への取り組みなど	149	
7月10日	ボランティア講演会 病院におけるボランティアとは	131	安全部共催
10月26日	安全衛生講演会 医療現場のメンタルヘルスケア	108	安全部共催
11月14日	クリニカルパス大会 循環器内科、形成外科	128	安全部共催
11月26日	医療安全大会 チューブの自己抜去におけるせん妄対策など	284	
平成20年1月21日	クリニカルパス大会 腎臓内科、泌尿器科	135	安全部共催
2月25日	医療安全講演会 最近の医療事故の傾向	250	
2月29日	臨床検査セミナー 感染症とワクチンなど	157	安全部共催
計		1969	

医療安全管理研修実施状況（平成20年度実績・予定）

	開催年月日	研 修 テ ー マ	参加者数	備 考	
実 績	平成20年5月22日	刺股、警戒杖、護身術講習会	52		
	6月3日	患者さまを癒す身だしなみ教室	181	安全部共催	
	6月12日	枚方3病院ワークショップ 持参薬管理、内服薬管理	31		
	6月26日	クリニカルパス大会 胃手術パス	92	安全部共催	
	7月4日	教育委員会講演会 医療人におけるプロフェッショナリズム	68	安全部共催	
	7月10日	医療安全講演会 医療事故・医療紛争	203		
	7月29日	臨床検査セミナー 臨床検査に係るインシデント事例など	87	安全部共催	
	9月12日	教育講演会 緩和医療セミナー	129	安全部共催	
予 定	10月20・30日	クリニカルパス講習会		安全部共催	
	10月30日	暴言・暴力対応セミナー			
	11月27日	大阪地裁説明会			
	11月28日	医療安全大会			
	平成20年2月	医療安全講演会			

院内感染対策のための体制の確保に係る措置

① 院内感染対策のための指針の策定状況	有・無
<p>・ 指針の主な内容：</p> <p style="text-align: center;">別紙「院内感染対策に関する指針」参照</p>	
② 院内感染対策のための委員会の開催状況	年 12 回
<p>・ 活動の主な内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MRSA の検出状況</li> <li>・ 抗 MRSA 薬と抗菌薬の使用状況</li> <li>・ 針刺し事故の報告件数と対策</li> <li>・ 病院感染発生時の対応、対策</li> <li>・ 抗菌薬感受性の推移</li> </ul>	
③ 従業者に対する院内感染対策のための研修の実施状況	年 7 回
<p>・ 研修の主な内容：</p> <p style="text-align: center;">別紙「院内感染防止対策研修実施状況」参照</p>	
④ 感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策の状況	
<p>・ 病院における発生状況の報告等の整備 (有) ・ 無)</p> <p>・ その他の改善のための方策の主な内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 眼科病棟における EKC 感染予防のために入院時医師の診察を受けてから入院する</li> <li>・ 点眼時、回診時のゴム手袋着用</li> <li>・ GICU 病棟の気管支ファイバの消毒法、管理法の改善</li> </ul>	

# 院内感染対策に 関する指針

# 病院感染対策指針

平成 20 年 9 月

感染対策委員会

## I 病院感染対策に関する基本的な考え

関西医大附属枚方病院は高度先進医療を担う特定機能病院であり、さまざまな感染症の診療も行われていることから、そこで治療を受けている患者様は、常に感染の脅威にさらされている。病院の理念である「慈仁を心の鏡とした患者様本位の病院」を実現するためには、全ての職員が病院感染の防止に留意し、スタンダードプリコーションを日常的に実践し、感染等発生の際は、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることが重要である。病院感染防止対策を全ての職員が把握し、適切な医療を提供できるよう、本指針を作成するものである。

## II 感染対策委員会の設置

- 1、 病院長のもとに、感染症管理部長を長とし、各専門職代表を構成員として組織した感染対策委員会を設け、月 1 回の定例会議を行う。感染対策委員会は、病院感染対策の意思決定機関であり、その指示の元に、実働部隊としてインフェクションコントロールチーム (ICT) を組織する。ICT は、感染症管理部と協力し、各部署のリンクナース、リンクドクターと連携しつつ具体的な対策を講じる。
- 2、 感染対策委員会は次の内容について協議し、感染対策を推進する。
  - ① 病院感染対策指針及び感染対策マニュアルを作成し、見直す。
  - ② 病院感染対策に関する資料を収集し、職員へ周知する。
  - ③ 職員研修を企画する。
  - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生原因を究明して対策を立案し、対策を実行すべく全職員に周知徹底を図る。
  - ⑤ 必要に応じて患者への情報伝達を行い、患者の疑問、不安に答えると同時に、患者・家族の感染防止に対する協力を得る

## III 病院感染対策マニュアル

全ての職員は、病院感染対策マニュアルを理解し、日常業務の中で実施しなければならない。特にスタンダードプリコーションは感染防止の基本であり、全ての職員が習熟する必要がある。マニュアルは定期的に改訂し、常に最新の感染対策が提示されるようにする。

## IV 感染症の報告

- 1、 医師は、下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は 7 日以内に、安全衛生管理部を通じて保健所長に届け出る。
  - ① 一類感染症の患者、二類感染症又は三類感染症の患者、又は無症状病原体保